

令和2年度(2020年度)社会福祉法人指導監査実施計画

社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査の実施にあたり、社会福祉法人指導監査実施要綱並びに八王子市社会福祉法人指導監査実施要領及び令和2年度(2020年度)八王子市社会福祉法人指導監査実施方針（以下これらを「実施要項等」という。）に基づき、下記のとおり、令和2年度(2020年度)の年間実施計画を定める。

なお、本計画にかかわらず、法人運営に関して指導監査の必要が生じたときは、別途、適宜一般監査を実施することがある。

記

1 対象法人

平成29年度(2017年度)に指導監査を実施した法人のうちの一部の法人

ただし、上記以外の法人であっても、前回の指導監査結果等から、必要と判断する場合は、引き続き指導監査を行う。

2 実施時期

令和2年(2020年)11月から令和2年(2021年)3月まで。

3 実施体制

主査以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査班を編成して実施する。

4 実施方法

実施要綱等の定めるところにより、原則として、次のとおり行う。

(1) 実施通知の送付

(2) 事前提出資料の提出

(3) 指導監査等の実施

ア 関係書類等の確認。具体的な対象書類等は、実施通知に記載する。

イ 関係者からのヒアリング

ウ 施設等の確認

エ 講評（結果の伝達）

(4) 結果通知の送付

(5) 改善状況報告書・計画書の提出（要報告事項のみ）

5 結果通知の時期

一般監査実施後、速やかに通知する。

6 その他

法人が運営する施設等に対する監査の時期と重なる場合は、社会福祉法人指導監査実施要綱3（1）なお書きの規定に基づき、併せて実施することがある。

なお、実施に際し、感染症拡大防止に関し、最大限の注意をもって行うものとする。